

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
(株) 久米工務店	行方市成田 9 5 0	2-013333

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指 名 停 止 措 置 期 間

令和4年1月25日 ～ 令和4年2月24日 (1か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事等

4 事実概要

(株) 久米工務店は、令和4年1月14日に鉾田工事事務所が開札した河川堆積土砂撤去工事(03県単河防第03-56-755-0-001号)について落札候補者となったが、有効な経営事項審査を受審したことを証する書面を有しておらず資格要件を満たさなかった。

5 指名停止理由

落札者である(株) 久米工務店が有効な経営事項審査を受審したことを証する書面を提出できなかったことは、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第15号ウに該当する。

< 指名停止等措置要領別表第1 >

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア、イ (略) ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと知事が認めたとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
茨城県水戸市笠原町978-6
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)